授業料源規制。

この資料は、特に初めて授業料の免除を受けようとする 学生向けに作成しています。

実際に申請する際には、申請期間中に配付される ・申請要項等の案内を必ず確認してください。 授業料免除を受けたいのですが・・。

高等専門学校の場合、 学年によって申込みできる制度が 異なります。

※留年中である等、申請できない場合もあります。

本科1~3年生

高等学校等修学支援金

制度の詳細と申込みについては学校から 案内があります。

本科1~3年生

国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度(特別措置による場合)

1~3年生は高等学校等修学支援金の利用が優先されます。ただし、支給上限期間を超える等の事情で支援金を利用できない学生や、特段の事情があり、支援金に加えてさらなる支援を必要とする学生もいます。そういった学生が申請できます。詳細については学生課まで。

本科4、5年生、専攻科生

高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

・給付奨学金と授業料等減免からなる「高等教育の修 学支援新制度」(令和2年度新設)によるものですの で、日本学生支援機構給付奨学生にならないと原則 として利用できません。

給付奨学金に付帯の授業料減免、と考えてください。

本科5年生、専攻科生

国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度(経済的な理由による場合)

・従来の授業料免除のことですが、令和2年度より新制度による授業料減免の対象とならなかった学生等への支援として実施されています。(詳細は次のページ) 原則として、日本学生支援機構給付奨学生に申請している場合に、併せて申請できます。

補 足 説 明

高等教育の修学支援新制度 と 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度(経済的な理由による場合)

新制度と高専機構が実施する制度では審査基準が異なるため、「前年度までの制度なら授業料免除だったのに、新制度では免除にならなかった…」という学生を救済するために経過措置が設けられました。 経過措置ですので、平成31年度に高等教育段階初年次(高専の場合は本科4年)以上に在籍していた学生が申請できます。

両方に申請した場合、それぞれの基準で審査を行い、免除額が大きい方の結果が採用されます。(新制度:1/3免除、高専制度:半額免除なら授業料は半額免除になります)

本科4、5年生、専攻科生

国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度(災害等の特別な事情による場合)

授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生のみ、 前期については入学前1年以内)において、学資負担 者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水 害等の災害を受けた場合等に申請できます。

本科4、5年生、専攻科生

国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度(特別措置による場合)

授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資 負担者の失職等により著しい家計の急変があった場 合に申請できます。詳細は学生課まで。 いろんな制度があって 混乱してきました・・。

まず、あなたが何年生かを考えて、 申請できる制度を絞り込みましょう。

次に、申請できる条件を確認して、 あなたの状況と同じかどうか、似ているかどうか考え てみましょう。 特別措置による場合などは、自分では判断ができないかもしれません。

詳しいことを知りたいときや判断に迷ったときは学 生課学生支援係へ相談してください。 昨年、授業料の免除※ を受けていました。 今年も自動的に免除に なりますか?

※就学支援金による支援措置含む

残念ですが、自動的に免除にはなりません。 授業料免除を受けようとする学生は、 定められた期間内に必ず申請を行う必要があります。

また、前年度免除を受けていた方でも、 家計の変化等により当年度の審査では免除にならない場合が あります。

ここからは、

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- 国立高等専門学校機構が実施する授業料 減免制度

についての説明です。

※高等学校等修学支援金にはあてはまりませんので注意してください。

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免に申し込む予定です。授業料が免除になれば、奨学金は不要なのですが・・・。

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

まずは、日本学生支援機構給付奨学生の申請手続きも忘れずに行ってください。

申請の際は奨学金が不要に思えるかもしれません。 しかし、選考の結果、全額免除にならない場合もありえます。 また、学用品や学事行事に想像よりお金がかかる場合もあり ます。

他の奨学金を受給していることによる申請の制限等がない限り、原則給付奨学金もいっしょに申請・利用してください。

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

高等教育の修学支援新制度 に採用されるか心配です。 他にも利用できる制度は ありませんか?

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

本科4年生の場合

授業料減免ではありませんが、他の奨学金制度(併給制限のない制度)を利用する方法があります。

例えば、日本学生支援機構の貸与奨学金です。

(貸与奨学金は、奨学金貸与終了後返還が必要な制度です)

また、災害等の特別な事情による場合や特別措置による場合に該当するようでしたら、国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度にも申し込みできます。

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

本科5年生、専攻科生の場合

国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度(経済的な理由による場合)に申し込みできます。

また、日本学生支援機構の貸与奨学金を利用する方法もあります。(貸与奨学金は、奨学金貸与終了後返還が必要な制度です)

災害等の特別な事情による場合や特別措置による場合に該当するようでしたら、これら制度への申請を優先する可能性もありますので、学生課へ相談してください。

- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

貸与奨学金に関する注意

貸与奨学金は<u>学生自身が「借りる」も</u> のです。

<u>返還義務は本人にありますので、</u>利用する場合は、保護者ともよく相談してください。

- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

今すぐ申請できますか?

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

原則として年2回設けられる申請期間のみ申請できます。

申請時期になりましたら、学校ホームページ、教室掲示等でお知らせします。

- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

申請ってどんなことを するんですか? 難しくない?

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

基本的な流れは以下のとおりです。

- ① 学生課を訪ね、申請書類をもらう
- ② 申請書類をよく読む どの制度へ申請するか決める

- ③、④が難しいかもしれません。 申請書類をよく読み、じっくり 取り組んでください。 証明書類、申込書類には、自分 一人では用意できないものもあ ります。ご家族にもお願いして 準備してください。
- ③「自分が提出しなくてはならない書類」を把握する
- ④ ③で把握した証明書類等の取得、申込書類の作成
- ⑤申込書類一式を学生課へ提出

わからなくなったり悩んだりしたときは学生課まで相談に来 てください。

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

申請予定だけど…、あれ?締切っていつ?

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

募集のお知らせとともに締切もお知らせします。

高等教育の修学支援新制度による授業料減免へ申請する場合、 日本学生支援機構へ給付奨学金の申請をする必要もあります。 こちらの申請期限も厳守しなくてはなりません。

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度は 提出書類がたくさんあると聞いたけれど・・・。

- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

配付された用紙すべてを提出しなくてはならないとは限りません。

<u>申請書類をよく読み、「自分が提出しなくてはならない書類」を</u> ピックアップしてください。

証明書類、提出書類には自分一人では用意できないものもあります。 ご家族にもお願いして準備してください。

- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

申請手続きを行いました。 これで授業料が免除になる のですか?

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度

いいえ、

申請だけでは授業料免除になるかどうか決定していません。

いずれの制度においても審査を行い、選考結果を出します。 選考結果によっては、免除にならない場合もあります。 申請書類、ページも文字も多くてぐったり・・。

おつかれさまです。

奨学金も授業料減免も、とにかく文字との格闘です。 しかし、ただやみくもに文章が連ねられているわけではありません。 みなさんに知っておいてほしいこと、注意してほしいこと、行ってほし いことが厳選されています。

きちんと読んで、わからないときは辞書を引いたり、保護者の方や学生 課に相談したりして、内容をよく理解したうえで申請してください。

わからないことがあるのですが、 どこに相談すればいいでしょうか?

学生課学生支援係まで相談してください。 申請書類等を読んでいてわからないことがあった 場合は、書類を持参してください。

学生課学生支援係

窓口:平日8:30~17:00